

山形県公司

平成27年8月21日(金) 第2674号

毎週火·金曜日発行

目	次
\Box	1/

告 示

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス	
事業者の指定(置賜総合支庁福祉課)	…1033
○指定障害児通所支援事業者の指定(庄内総合支庁地域保健福祉課)	$\cdots 1034$
○指定障害児通所支援事業者の指定に係る事業の廃止(同 同	… 同
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス	
事業者の指定(同 同)	… 同
○同	…1035
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス	
事業者の指定に係る事業の廃止(同 同	… 同
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定一般相談支援事業者の	
指定(同)	1036
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定一般相談支援事業者の	
指定に係る事業の廃止(同 同	… 同
○救急病院等の告示(地域医療対策課)	… 同
○道路の区域の変更(村山総合支庁建設総務課)	1037
	… 同
○同	… 同
○同	1038
○道路の区域の変更(最上総合支庁建設総務課)	… 同
○開発行為に関する工事の完了(村山総合支庁建築課)	… 同
/\	
公告	
○平成27年度クリーニング師試験の実施(食品安全衛生課)	… 同
○家畜商講習会の開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1039
○指定管理者の募集(空港港湾課)	… 同
告示	

山形県告示第697号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定に より、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成27年8月21日

指定障害福祉サービス事業者の	東米ボの夕秋及びボカナ地	障害福祉サービス	定員	14. 中午日日	
名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	の種類	定 員	指定年月日 	
社会医療法人公徳会	公徳会就労支援センター	就労継続支援(B	20.57	ਲ ⇔07 0 10	
南陽市椚塚948番地の1	南陽市椚塚927番地	型)	30名 	平成27. 8.10	

山形県告示第698号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のと おり指定した。

平成27年8月21日

山形県知事 吉 村 美栄子

指定障害児通所支援事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の 種類	指定年月日
株式会社翔陽会 東田川郡庄内町松陽三丁目1番 地の4	ドレミファデイサービス 東田川郡庄内町松陽三丁目1番地の 5	児童発達支援	平成27. 7.29
株式会社翔陽会 東田川郡庄内町松陽三丁目1番 地の4	ドレミファデイサービス 東田川郡庄内町松陽三丁目1番地の 5	放課後等デイサービス	回
株式会社翔陽会 東田川郡庄内町松陽三丁目1番 地の4	福祉施設ドレミファひがしデイサー ビス 東田川郡庄内町南野字西野8番1	児童発達支援	同
株式会社翔陽会 東田川郡庄内町松陽三丁目1番 地の4	福祉施設ドレミファひがしデイサー ビス 東田川郡庄内町南野字西野8番1	放課後等デイサービス	回

山形県告示第699号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の19第2項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次の とおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成27年8月21日

山形県知事 吉 村 美栄子

指定障害児通所支援事業者の	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の	廃止年月日	
名称及び主たる事務所の所在地	事業別の名称及の別任地	種類	廃业 十月日	
株式会社託人会	ドレミファデイサービス			
東田川郡庄内町松陽三丁目1番	東田川郡庄内町松陽三丁目1番地の	児童発達支援	平成27. 7.31	
地の4	5			
株式会社託人会	ドレミファデイサービス	放課後等デイサー		
東田川郡庄内町松陽三丁目1番	東田川郡庄内町松陽三丁目1番地の	放誅後寺アイリー	同	
地の4	5			
株式会社託人会	福祉施設ドレミファひがしデイサー			
東田川郡庄内町松陽三丁目1番	ビス	児童発達支援	同	
地の4	東田川郡庄内町南野字西野8番1			
株式会社託人会	福祉施設ドレミファひがしデイサー	放課後等デイサー		
東田川郡庄内町松陽三丁目1番	ビス	放誅後寺アイリー ビス	同	
地の4	東田川郡庄内町南野字西野8番1			

山形県告示第700号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定に より、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成27年8月21日

指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービス の種類	定員	指定年月日
株式会社翔陽会	就労施設みなみ	就労継続支援(B		
東田川郡庄内町松陽三丁目1番	東田川郡庄内町南野字西野	70070712770707070	20名	平成27. 7.29
地の4	8番1	型)		

山形県告示第701号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定に より、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成27年8月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービス	指定年月日	
名称及び主たる事務所の所在地	ず未// シイヤグ 〇 川 仁 地	の種類	147C 174 F	
株式会社翔陽会	ドレミファ			
東田川郡庄内町松陽三丁目1番	東田川郡庄内町松陽三丁目1番地の	居 宅 介 護	平成27. 7.29	
地の4	4			
株式会社翔陽会	ドレミファ			
東田川郡庄内町松陽三丁目1番	東田川郡庄内町松陽三丁目1番地の	重度訪問介護	同	
地の4	4			
株式会社翔陽会	☆ / / / ナケラル フ、よ、フ、	白去訓練 (先活訓		
東田川郡庄内町松陽三丁目1番	就労施設みなみ	自立訓練(生活訓	同	
地の4	東田川郡庄内町南野字西野8番1	(練)		
株式会社翔陽会	☆ パンナケラル フ、ナンフ、			
東田川郡庄内町松陽三丁目1番	就労施設みなみ	就労移行支援	同	
地の4	東田川郡庄内町南野字西野8番1			
株式会社翔陽会	ドレミファショートステイ			
東田川郡庄内町松陽三丁目1番	東田川郡庄内町松陽三丁目1番地の	短 期 入 所	同	
地の4	4			
株式会社翔陽会	ドレミファグループホーム			
東田川郡庄内町松陽三丁目1番	東田川郡庄内町松陽三丁目1番地の	共同生活援助	同	
地の4	4			

山形県告示第702号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定に より、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成27年8月21日

指定障害福祉サービス事業者の	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービス	廃止年月日
名称及び主たる事務所の所在地	1 71(7) 1 1 1 7 7 7 7 1	の種類	752
社会福祉法人親和会	ポプラ	共同生活援助	平成27. 7.31
鶴岡市新海町8番33号	酒田市東町一丁目15番15号	共同生品级功	十次21. 1.31
社会福祉法人親和会	あゆみ	共同生活援助	同
鶴岡市新海町8番33号	酒田市砂越字上川原204番地の4	共 问 生 佔 饭 功	[H]
株式会社託人会	ドレミファショートステイ		
東田川郡庄内町松陽三丁目1番	東田川郡庄内町松陽三丁目1番地の	短 期 入 所	同
地の4	4		

株式会社託人会 東田川郡庄内町松陽三丁目1番 地の4	就労施設みなみ 東田川郡庄内町南野字西野8番1	自立訓練(生活訓練)	同
株式会社託人会 東田川郡庄内町松陽三丁目1番 地の4	就労施設みなみ 東田川郡庄内町南野字西野8番1	就労移行支援	同
株式会社託人会 東田川郡庄内町松陽三丁目1番 地の4	就労施設みなみ 東田川郡庄内町南野字西野8番1	就労継続支援(B型)	同
株式会社託人会 東田川郡庄内町松陽三丁目1番 地の4	ドレミファ 東田川郡庄内町松陽三丁目1番地の 4	居 宅 介 護	同
株式会社託人会 東田川郡庄内町松陽三丁目1番 地の4	ドレミファ 東田川郡庄内町松陽三丁目1番地の 4	重度訪問介護	同
株式会社託人会 東田川郡庄内町松陽三丁目1番 地の4	ドレミファグループホーム 東田川郡庄内町松陽三丁目1番地の 4	共同生活援助	同

山形県告示第703号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の14第1項の規 定により、指定一般相談支援事業者を次のとおり指定した。

平成27年8月21日

山形県知事 吉 村 美栄子

指定一般相談支援事業者の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
株式会社翔陽会	ドレミファ	च्र∺०७ ७००
東田川郡庄内町松陽三丁目1番地の4	東田川郡庄内町松陽三丁目1番地の4	平成27. 7.29

山形県告示第704号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の25第2項の規定により、指定一般相談支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成27年8月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定一般相談支援事業者の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日
株式会社託人会	ドレミファ	ਯੂ-₽07 7 01
東田川郡庄内町松陽三丁目1番地の4	東田川郡庄内町松陽三丁目1番地の4	平成27. 7.31

山形県告示第705号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院である。 平成27年8月21日

	名			称		所	在	地	認定	期間
白	鷹	町	立	病	院	西置賜郡白鷹町大字荒砥甲501番地			.0月1日から 9月30日まで	

山形県告示第706号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成27年8月21日から同年9月3日まで縦覧に供する。

平成27年8月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 十日町山形線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延	長
山形市成沢西五丁目1番2から 同 飯田西五丁目219番6まで		旧	21. 1 メートル	91	メートル
同	上	新	21. 1 メートル	同。	Ŀ

山形県告示第707号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成27年8月21日から同年9月3日まで縦覧に供する。

平成27年8月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 十日町山形線
- 2 供用開始の区間 山形市成沢西五丁目1番2から

同 飯田西五丁目219番6まで

3 供用開始の期日 平成27年8月21日

山形県告示第708号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成27年8月21日から同年9月3日まで縦覧に供する。

平成27年8月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 田代白岩線
- 2 供用開始の区間 寒河江市大字留場字峯ケ脇402番1から

同まで

3 供用開始の期日 平成27年8月21日

山形県告示第709号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成27年8月21日から同年9月3日まで縦覧に供する。

平成27年8月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 路 線 名 田代白岩線

2 供用開始の区間 寒河江市大字留場字峯ケ脇389番2から

同 野沢616番2まで

3 供用開始の期日 平成27年8月21日

山形県告示第710号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成27年8月21日から同年9月3日まで縦覧に供する

平成27年8月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 瀬見新庄線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
新庄市金沢字前野2262番1から 同 まで		旧	21.0 メートル く 13.0	メートル
同	上	新	24.5 メートル く 13.0	メートル

山形県告示第711号

次の開発行為は、完了した。

平成27年8月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 許可番号

平成27年2月20日 指令村総建第268号

2 開発区域に含まれる地域の名称

東根市神町西三丁目1077番、1078番1、1080番8、1080番1、1080番2、10077番先及び1080番1先

3 開発許可を受けた者の住所及び名称

天童市糠塚二丁目2番1号 有限会社弘栄不動産

公 告

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第7条第1項の規定により、平成27年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成27年8月21日

1 試験の日時及び場所

	区	分		日	時	場	所
学	科	試	験	平成27年11月18 午前10時から午	日(水) 前11時30分まで	山形市松波二丁目8番1 山形県庁	号
実	技	試	験	同 午後 0 時50分か	Ď	同	上

2 受験手続

受験願書を平成27年10月1日(木)から同月15日(木)までの間に、県内居住者にあっては最寄りの総合支庁保健福祉環境部生活衛生課(最上総合支庁にあっては、保健福祉環境部保健企画課生活衛生室)に、県外居住者にあっては山形県環境エネルギー部危機管理・くらし安心局食品安全衛生課に提出すること(郵送による提出の場合は簡易書留とし、平成27年10月15日(木)までの消印のあるものに限り受け付ける。)。

3 その他

詳細については、各総合支庁保健福祉環境部生活衛生課(最上総合支庁にあっては、保健福祉環境部保健企画課生活衛生室)又は山形県環境エネルギー部危機管理・くらし安心局食品安全衛生課(電話023(630)2329)に問い合わせること。

家畜商法(昭和24年法律第208号)第4条の2第1項の規定により、同法第3条第2項第1号の規定による講習会を次のとおり実施する。

平成27年8月21日

山形県知事 吉 村 美栄子

- 1 講習会の日時及び場所
 - (1) 日 時 平成27年10月15日 (木) 午前8時40分から午後5時まで 平成27年10月16日 (金) 午前9時から午後5時まで
 - (2)場 所 天童市大字北目字滝本574 山形県家畜商業協同組合 会議室
- 2 講義内容
 - (1) 家畜の取引に関する法令 4 時間
 - (2) 家畜の品種及び特徴 4 時間
 - (3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6時間
- 3 受講手続

受講申込書を平成27年9月24日 (木)までに住所地を所管する総合支庁の産業経済部農業振興課(県外居住者にあっては、山形市松波二丁目8番1号農林水産部畜産振興課)に提出すること。

なお、受講申込書を提出する際に手数料(4,500円)を当該受講申込書に山形県収入証紙を貼付して納付すること。

4 その他

詳細については、農林水産部畜産振興課(電話023(630)2473) 又は住所地を所管する総合支庁の産業経済部農業振興課に問い合わせること。

マリンパーク鼠ヶ関の指定管理者を次のとおり募集する。

平成27年8月21日

山形県知事 吉 村 美栄子

- 1 募集する施設の名称及び所在地
 - (1) 名 称 マリンパーク鼠ヶ関
 - (2) 所在地 鶴岡市鼠ヶ関地内
- 2 指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

県内に主たる事業所(本店)を有する法人その他の団体(以下「法人等」という。)で、次に掲げる要件を全

て満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(同条を準用する場合を含む。)の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (2) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。ただし、合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。
- (4) 法人等の代表者等(法人の場合は法人の役員(非常勤役員を含む。)、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。以下同じ。)に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (5) 会社更生法 (平成14年法律第154号) 又は民事再生法 (平成11年法律第225号) の規定に基づく更生又は再生 手続を行っていないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 次のいずれにも該当しないこと(地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。)。
 - イ 法人等の代表者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)であること。
 - ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。
 - ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。
- (8) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(7)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
 - イ 共同企業体の適当な名称を選定し、及び代表となる法人等を選定すること。
 - ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。
- 4 募集要項の配布期間及び配布場所
 - (1) 配布期間 平成27年8月21日(金)から同年10月2日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで
 - (2) 配布場所
 - イ 山形県県土整備部空港港湾課港湾担当
 - 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2625
 - 口 山形県港湾事務所港政管理担当
 - 郵便番号998-0036 酒田市船場町二丁目 5番15号 電話番号0234(26)5635 なお、山形県のホームページからも入手することができる。
- 5 申請書の受付期間及び受付方法
 - (1) 受付期間 平成27年9月11日(金)から同年10月2日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで
 - (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実 な方法によるものとし、平成27年10月2日(金)午後5時までに到着したものに限り、受け付ける。
- 6 その他
 - (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年3月県条例第11号)、山 形県海浜公園条例(平成17年7月県条例第82号)、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する 条例施行規則(平成17年3月県規則第8号)及び募集要項によること。
 - (2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

